

暮らしのお知らせ

問 問い合わせ 申 申し込み
 名 名寄庁舎 (☎01654③2111)
 風 風連庁舎 (☎01655③2511)

移動窓口

夜間納税窓口

(17:30~19:30)
 と き 4月25日(金)
 と ころ 名寄庁舎2階
 税務課納税係

パスポート移動窓口

(11:00~14:00)
 と ころ 名寄庁舎1階ロビー
 と き 4月 9日(水)
 23日(水)

社会保険事務相談窓口

1日目) 13:00~16:30
 2日目) 9:00~11:30
 商工会議所
 と き 4月10日(木)
 11日(金)
 市役所会場(名寄庁舎1階)
 と き 4月24日(木)
 25日(金)

暮らしのリサイクル

(10:00~16:00)

名寄消費者協会 ☎01654③5630
 ※毎週水曜日は定休日
 不用になった家庭用品などを紹介
 します。お気軽にお電話ください。

- 〇ゆずりませ
- エレクトーン
 - ピアノ
 - チャイルドシート
- 〇ゆずってください
- 幼児おむつカバー・腹巻
 - ガステーブル
 - ミシン
 - 女性用自転車
 - 食卓用子ども椅子

「戸籍・住民票の窓口での本人確認」が法律で義務付けられました

5月1日から施行されます

5月1日から、「戸籍法の一部を改正する法律」「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が施行されます。

これに伴い、戸籍・住民票の証明書を請求するとき、婚姻・養子縁組や転入・転出などの届出をするときは、市の戸籍・住民窓口で「本人確認」が必要になります。

戸籍・住民登録などの証明書を請求されるときは、運転免許証などの写真付きの本人確認書類を忘れずにお持ちください。詳しい内容は、広報なよろ5月号でお知らせします。

名 問 市民課市民係
 1 階1番窓口(内線311)

献血にご協力ください

4月14日(月)	10:30~16:00	陸上自衛隊名寄駐屯地
15日(火)	10:30~12:30	市役所風連庁舎
	13:30~16:00	JA道北なよろ風連給油所駐車場
16日(水)	10:30~16:00	㈱西條名寄店
17日(木)	10:30~16:00	市役所名寄庁舎
18日(金)	10:30~12:30	名寄河川事務所
	13:30~16:00	北星信用金庫本店
21日(月)	10:30~11:30	旭川日産自動車(㈱)名寄店
	11:45~12:35	北電(㈱)名寄電力所
	13:45~16:00	市立総合病院
5月 8日(木)	10:30~16:30	市立大学

名 問 市献血推進協議会
 (市役所社会福祉課庶務係)
 2 階15番窓口(内線322)

「名寄市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針案」に対する意見を募集しています

教育委員会では、児童・生徒数の減少と学校の小規模化、学校施設の老朽化と耐震化などに対応し、学校の適正規模の確保と適正配置を推進して次代を担う子どもたちにとって良好な教育環境を保障していくことを目的とした「名寄市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」の策定を進めています。この基本方針案に対する市民の皆さんのご意見をお寄せください。

募集期間 4月15日(火)まで

基本方針案 縦覧用文書を市役所名寄庁舎・風連庁舎・智恵文支所に用意してあります。また、市のホームページでもお知らせしています。

意見の提出方法 市役所名寄庁舎・風連庁舎・智恵文支所に用意してあります。意見提出手

継続意見書に意見を記入して、次の方法により提出してください。

郵送または持参 FAX
 送信 意見提出箱に投函
 ・郵送の宛先 T096 8686 名寄市
 大通南1丁目 名寄市役所名寄庁舎
 名寄市教育委員会教育部 教
 育課題特命担当 行
 ・FAX番号 01654 0598

意見書提出箱の設置場所 市役所名寄庁舎・風連庁舎・智恵文支所

結果について 提出された意見に対する教育委員会の考え方を、市のホームページなどで公表します。

名 問 教育委員会教育課題特命担当
 3 階(内線3378)

広告

おかげさまで40周年

清掃

ごみ収集

警備

この街が好きだから... もっと快適に美しく

名寄美装工業株式会社

名寄市徳田114番地30
 Tel 2-3046 Fax 2-2884
 Mail nayoro-27.bisou-100k@abelia.ocn.ne.jp

遊休市有地(宅地)を売却します

希望する方はお申し込みください。
 希望する方はお申し込みください。土地の所有権を第3者に移転しないこと

No.	住所	面積	売却価格
1	風連町仲町 56番1	452.74㎡	3,169千円
2	風連町仲町 56番2	452.71㎡	3,248千円
3	風連町仲町 56番3	448.25㎡	3,296千円
4	西10南2 1番11	192.00㎡	1,382千円
5	東6北5 32番17	264.00㎡	660千円
6	字徳田 2番10	257.00㎡	1,101千円

・契約後5年間、さら地のまま
 ・市税の滞納がない方
 ・性風俗営業および指定暴力団などの事務所の用途に供しないこと
 ・複数区画の申し込みを認め、同一区画に2人以上の申し込みがあった場合は抽選とします。
 ・契約時に契約保証金(契約金の10%相当額)と、契約時から40日以内に全額を支払うこと
 申込期限 5月8日(木)
 売却決定期(抽選日) 5月9日(金)
 売買契約期日 5月16日(金)まで

ヒグマ注意特別月間(春期)のお知らせ

注意特別月間
 4月5日～5月11日
 これから雪解けが進み、山菜採りなどで入山する方が多くなります。
 この時期は、ヒグマが冬眠から目覚め、空腹のため食物を探し山林を徘徊しますので、山菜採りなどで入山する方は、十分に注意してください。

通行止め解除のお知らせ

場所 日進智東線 智恵文(JR旧智東駅)～日進(智東橋)間
 通行開始日 4月22日(火)
 場所 風連池の上線 全線
 通行開始日 4月28日(月)
 建設水道部維持管理センター

固定資産の縦覧・閲覧が始まります

縦覧は納税者が他の土地や家屋の価額との比較を通じて、自己の土地や家屋の評価が適正かどうかを判断できるようにするための制度であり、また、納税者本人は課税台帳の閲覧も可能です。
 縦覧・閲覧できる事項は所在、地目、地積、家屋床面積、価額などです。

縦覧・閲覧場所
 市役所名寄庁舎2階9番窓口
 税務課資産税係
 市役所風連庁舎1階1番窓口
 総務課税務担当
 縦覧できる方 市内に免税点以上の土地、家屋を所有する納税義務者、納税管理人に限りま
 す。本人確認ができるもの(運転免許証・納税通知書など)を持参してください。また、代理人での閲覧に際しては委任状の持参が必要です。
 縦覧期間
 4月1日(火)～5月30日(金)
 9時～17時(土・日、祝日を除く)
 名 税務課資産税係
 2階9番窓口(内線3204・3205・3209)

4月20日(日) 10:30 オープン

名寄市の南の玄関口に道の駅がオープンします。駅内では、日本一のもち米で加工された大福もちをはじめとした特産品販売コーナーや安心・安全・新鮮な地元農産物の直売、食事は風の寄り道で。

施設のご案内
 食 事：風の寄り道
 売 店：特産品販売コーナー、農産物直売所
 駐車場：普通車64台、高齢者用1台、大型車13台、バイク15台
 トイレ：男9器、女8器(24時間使用可)
 身障者用設備：駐車2台、多目的トイレ1器
 その他：休憩所、地域FM局ブース、テイクアウトコーナー、そば・もちつきの実演コーナー、情報コーナーなど

道の駅 もち米の里☆なよろ
 Mochigome no Sato Nayoro



所在地：名寄市風連町西町334番地1
 国道：40号 旭川市～稚内市
 ☎FAX：01655 8686、01655 8866
 営業時間：9:00～18:00
 休業日：12月31日～1月2日
 敷地面積：14,647㎡
 建物面積：941.37㎡
 総事業費：4億697万円

消防署からのお知らせ

119番受理とサイレン吹鳴について

風連地区

今まで風連地区の119番受理とサイレン吹鳴は、風連出張所で行っていましたが、4月1日から名寄消防署（本署）で行っています。119番の通報要領とサイレン吹鳴は今までおりです。

智恵文八幡地区

3月から当分の間、八幡地区の正午のサイレンは施設整備のため、名寄消防署での遠隔操作による吹鳴ができない状態です。ご不便をお掛けしますが、ご協力をお願いします。中央区の正午のサイレン吹鳴は、今までどおりです。

名寄消防署 通信・情報システム担当
01654 3319

生きがいホビーセンターで講座受講生を募集

講座内容

- ・手びねり陶芸1班
- ・（第1・3水、金曜日）
- ・手びねり陶芸2班
- ・（第2・4水、金曜日）
- ・アートフラワー
- ・（毎週月・金曜日）

- ・同好会活動
- ・囲碁同好会（毎週月曜日）

手話奉仕員・要約筆記奉仕員養成講座のお知らせ

【手話奉仕員養成講座】

とき 5月8日～11月20日
毎週月・木曜日の週2回
19時～20時30分

【要約筆記奉仕員養成講座】

とき 5月14日～10月22日
毎週水曜日
19時～21時

【両講座共通】

ところ 総合福祉センター
受講条件 18歳以上

名 障害福祉障害福祉係
2階13番窓口（内線3241）



国民健康保険からのお知らせ

保険証の有効期限が3月末日で満了となる方に対して、配達記録郵便で送付しました。配達にならなかつた保険証は、市民課国保係で保管しています。お手元に保険証が届いていない場合は、市民課国保係までお問い合わせください。

また、後期高齢者医療制度への移行により、不要となった国保の保険証・老人保健の受給者証は、ご自身で細かく判断して破棄してください。

高額医療・高額介護合算制度が始まりました

医療保険と介護保険の両方を利用した場合、1年間の自己負担額が著しく高額となったとき、新たに設定された年額の上限額を超えた部分を払い戻し支給するものです。

支給対象の期間は、毎年8月から翌年7月までです。

なお、平成20年度は、4月から来年7月までの16カ月分が対象となります。申請は、来年8月からです。

名 高年齢福祉課介護保険係
2階10番窓口（内線3234）

平成20年度介護保険料のお知らせ

介護保険料について

前年度と同額の3,667円（年間保険料44,000円）が基準額で、世帯員の住民税課税状況や本人の年金収入額および所得金額により介護保険料が決まります。

税制改正に伴う激変緩和の延長について

税制改正に伴う介護保険料の激変緩和措置を、市は前年度と同様に平成20年度も行うことにしました。

特別徴収開始回数の変更について

対象者は65歳、または名寄市に転入して年金を支給された月から6カ月後に特別徴収（支給年金からの天引き）が始まります。ただし、6カ月後が12月、2月の場合は4月開始になります。対象者の方には、「特別徴収開始のお知らせ」を送付します。

仮徴収額の変更について

介護保険料の仮徴収額（4月、6月、8月の支給年金からの天引き分）と介護保険料確定後の本徴収額（10月、12月、2月支給の年金から天引き分）の均衡を図るために6月、8月支給年金からの天引き額を変更します。

対象者の方には、「特別徴収額変更のお知らせ」を送付します。

名 高年齢福祉課介護保険係
2階10番窓口（内線3235・3236）
風 1階4番窓口（内線112・113）

児童扶養手当制度が改正されました

児童扶養手当法の規定により、手当の支給開始月の初日から起算して5年、または手当の支給要件に該当する月の初日から起算して7年を経過したとき（以下「5年等経過月」）は、手当の一部が支給停止となります。なお、次の「のいずれかの事由に該当する場合は、関係書類を提出することにより、5年等経過月以降も一部支給停止の適用除外となります。就業している場合
 求職活動などの自立を図るための活動をしている場合

身体上または精神上の障がいがある場合
 負傷または疾病などにより、就業することが困難である場合
 支給している方が監護する児童、または親族が障がい、負傷、疾病、要介護状態などにより、介護が必要があるため就業することが困難である場合
 手続きの内容など、詳しくは対象者の方にお知らせします。

名 社会福祉課児童福祉係
 2階16番窓口（内線3227）

北海道総合通信局からのお知らせ

外国製無線機（FRS・GMRS）は国内では使用できません

ここ数年、FRS・GMRSといった外国製無線機を購入し国内で運用するケースが多くなっておりますが、当該無線機で使用されている周波数は国内では防災行政無線や放送事業用無線など重要通信に使われており、妨害を与える可能性があります。日本国内では使用できず、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることがあります。



見本 見本
 技術基準適合証明には、この他のマークもありますので、ご注意ください。

北海道総合通信局 電波監

理部電波利用環境課
 011 737 0099

みんなの国民年金 学生納付特例制度について

所得が無い学生の方が、将来、年金を受け取ることができなくなったり、不慮の事故で障がいが残ってしまった場合に、障害基礎年金を受けられなくなることを防止するため、申請により保険料の納付が猶予される制度です。

学生納付特例の申請手続きが簡単になります
 平成19年度に、学生納付特例制度の承認を受けた方で、引き続き平成20年度も同じ学校に在学する方は、

学される方については、送られる学生納付特例申請書（がき）に必要事項をご記入の上、返送していただくことで申請を行うことができます。

次に該当する方は、はがきによる申請ができませんので、市役所年金窓口での手続きとなります。

初めて学生納付特例を申請する方
 19年度に学生納付特例の承認を受けていない方

学校などに変更のある方
 手続きの際には、
 ・学生証または在学証明書（各コピー可）
 ・印鑑（ご本人が申請書を記入する場合は不要）
 が必要です。

名 市民課高齢者医療年金係
 1階2番窓口（内線3119）

風 1階2番窓口（内線1199）

奨学金並びに修学資金に係る利子補給制度

市では、学業成績が優秀であつて経済的に就学困難な学生や生徒に対して、貸し付けを受けた奨学金・修学資金に係る利子補給を行っています。

対象
 高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院、専修学校・専門課程に、進学・在学中の方
 親、またはこれに代わるべき方が市民であること
 (1)独立行政法人日本学生支援機構の有利子奨学金の貸し付けを受けた方
 (2)国民生活金融公庫・民間金融機関の修学資金の貸し付けを受けた方で、規則で定める選考

基準により選考された方
 独立行政法人日本学生支援機構奨学生は、無条件で利子補給の対象となります。

利子補給金の算出基準額
 高等学校在学者12万円に修業年限を乗じた額
 高等専門学校在学者18万円に修業年限を乗じた額
 専修学校（専門課程）在学者、または各種学校在学者（修業年限1年以上）は、36万円に修業年限を乗じた額
 大学、大学院在学者は48万円に修業年限を乗じた額

利子補給金
 上記基準額に対し、
 【独立行政法人日本学生支援機構奨学生】
 基準額にその貸付利率を乗じて得た額の一部を補給
 【国民生活金融公庫・民間金融機関】
 規則に定める選考基準の収入判定額により補給
 申し込み受け付け
 利子補給申請の受け付けは、6月末日、または10月末日の2回とします。市役所名寄庁舎3階教育委員会に申請書を提出してください。

名 教育委員会学校教育課総務係
 3階（内線3373）

無料相談窓口

市民相談室

..... 市民相談室

ところ 名寄市民会館1階(大通北1)
 申・問 ☎01654③2111
 (内線3616)

市民相談 9:00~16:00

とき 月~金曜日

無料法律相談 11:00~

とき 4月13日(日)

5月 4日(日)

※事前予約が必要です

行政相談 13:00~16:00

とき 4月10日(木)

5月 8日(木)

結婚相談

とき 第1金曜日 17:30~19:00

その他の金曜日 13:00~15:00

消費者相談 9:00~16:00

とき 月~金曜日

ところ 市民会館2階

消費者センター

☎01654②3575

労働相談 8:45~17:30

とき 月~金曜日

ところ 名寄庁舎3階

産業振興課労働相談所

☎01654③2111

人権相談 8:30~16:30

とき 月~金曜日

ところ 旭川地方法務局名寄支局

☎01654②2349

心配ごと相談(24時間)

とき 月~金曜日

ところ 総合福祉センター

☎01654②3968

精神障害者生活相談

(酒害相談も) 13:00~15:00

とき 毎月第3木曜日

ところ 総合福祉センター

☎01654②3968

教育相談ハートダイヤル

9:00~17:00

とき 月~金曜日

ところ 女性児童センター

☎01654③1000

違反建築物などの防止について

建築シーズンの時期となってきましたが、次の、の建築物などを建築する場合は工事着手する前に建築確認申請書を提出して、法令の規定に適合するかどうか、建築主事の確認を受けなければ建築することができません。最近、無届けによる建築行為で処罰の対象となるケースが増えつつありますので、十分ご注意ください。申請書の作成は、工務店、販売店などにご相談ください。

床面積が10mを超える建築物(市販の物置、車庫、ガレージ)などもすべて対象となります。ただし、準防火地域内は面積に関わらず申請書の提出が必要となります。

高さが4メートルを超える屋外広告物などの工作物、最近、スチール製車庫などは、

確認申請の手続きが不要と称して販売する悪質な業者がいますので、十分ご注意ください。詳細は、下記までご連絡ください。

建設リサイクル法の届出などについて

建築物などを解体する場合、80m以上を対象に事前(工事着手日の7日前まで)の届出が義務づけられています。また、分別解体や解体材の再資源化なども義務づけられています。無届けの解体やミニ手解体は処罰の対象となります。

☎ 建築課建築指導係
 2階(内線226)

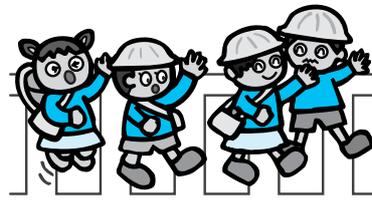
自衛隊幹部候補生募集

試験日 5月17日(土)
 受付期間 5月12日(月)まで
 資格 20歳以上28歳未満(大学卒業程度、委細面談)
 種目 一般・技術 医科・歯科 薬科
 一般には飛行要員も含まれます。その他の種目は、それぞれ資格が必要です。
 待遇・身分 特別職国家公務員
 ・学士取得者等 初任給210,300円(1年後3尉へ昇任)

・修士取得者 初任給227,700円(1年後2尉へ昇任)
 ・ボーナス
 年2回(合計約4.4カ月分)
 ・休日 週休2日制(年次休暇および特別休暇など有り)
 ☎ 自衛隊旭川地方協力本部名寄出張所(西1南9)
 ☎01654 3921
 お電話お待ちしております。
 受験の申し込みは、市役所企画課でも対応します。

春の全国交通安全運動 4月6日(日)~15日(火)

交通安全はみんなの願いです。特に、春は新入学児童・園児などが通学・通園を始めます。交通ルールを遵守し、思いやりのある交通マナーの実践で、子どもや高齢者を交通事故から守りましょう。



ご寄付

ありがとうございます(順不同・敬称略)

福祉事業および市立総合病院事業のために
 佐々木 禮子

名寄消防署のために
 藤田 健慈

市立総合病院のために
 藤田 政士